

子育て応援特別手当が支給されます

手当の目的

子育て応援特別手当は、「生活対策」の一環として多子世帯の幼児教育期（小学校就学前3年間）の負担に配慮する観点から、平成20年度の緊急措置として、幼児教育期（小学校就学前3年間）の第2子以降の子に支給します。

基準日及び支給対象者

平成21年2月1日を基準日とし、基準日において「支給対象となる子」の属する世帯の世帯主を支給対象者とします。

支給対象となる子

子育て応援特別手当の支給対象となる子は、世帯に属する3歳以上18歳以下の子（平成2年4月2日から平成17年4月1日生まれまでの子）（以下「特別手当支給基礎児童」という。）が2人以上いる世帯で、特別手当支給基礎児童のうち**第2子以降**である就学前3学年の子（**平成14年4月2日から平成17年4月1日生まれまでの子**）が支給対象となります。

※「特別手当支給基礎児童」は、兄弟姉妹に限られません。また、世帯が異なるものの、扶養している子等も含まれます。（医療保険の被保険者証での確認が必要となります。）

支給額

支給額は、支給対象となる子1人あたり3万6千円を支給します。

申請手続き

対象になると思われる方には、町より申請書を送付しますので、必要事項を記入、押印の上、鏡野町役場福祉課又は、各振興センター地域振興課へ提出してください。

なお、申請書が届いていない方で対象になると思われる場合は、お問い合わせください。

（※申請の際には、申請者の確認のため運転免許証、パスポート、住基カード等をお持ちください。また、手当は口座振込みとしていただくため、振込み口座の確認できるもの「預金通帳等」をお持ちください。）

申請受付期

平成21年4月10日から平成21年10月13日まで
（期間中に申請のない場合は、辞退とみなされますのでご注意ください。）

お問合せ先

鏡野町役場福祉課 福祉係 ☎0868-54-2986（直通）
奥津振興センター地域振興課 ☎0868-52-2211
上齋原振興センター地域振興課 ☎0868-44-2111
富振興センター地域振興課 ☎0867-57-2111



平成21年度 美しい町づくり事業補助金

■ ■ ■ ■ ■ ~美しい町づくりを支援します~ ■ ■ ■ ■ ■

■対象となる事業（地区または団体で行う事業）及び補助金の限度額は右表のとおりです。

■申請期間 平成21年4月1日(水)～4月30日(木)

■事業実績報告 平成22年3月31日(水)まで

■注意事項

- 補助対象となるものは、花壇の整備は工事費（業者が施工した場合で、地区、団体に施工した場合の労務賃は、補助対象となりません。）材料費は対象となります。
- その他 花の苗、球根、種子、苗木の購入費が補助対象となります。
- 肥料代、土代は、花の苗、球根、種子、苗木代のそれぞれ2割が補助対象として認められます。
- 植栽費は、「景観樹木の苗木の購入」のみ認められます。

※事業完了届提出の際の注意事項

領収書は、必ず地区名、団体名で書いてもらってください。
領収書はコピー可
納品書等明細のわかるもの、事業実施前・完了後の写真を添付してください。（種、苗、球根等購入したものすべてを写した写真も添付してください。）

区 分	補 助 率	限度額
花 壇 の 整 備	工事費の9/10	20万円
花の苗、球根等の購入	購入費の9/10	10万円
景観作物の種子の購入	購入費の9/10	10万円
景観樹木の苗木の購入	購入費の9/10	10万円

申請期間中に年度中に実施する事業（春・秋植栽など）を一括申請してください。申請期間を過ぎると受付出来ません。

花の苗、球根、種子、苗木の購入の場合で、春・秋等に分けて事業を実施する場合は、それぞれの完了時に町で確認を実施しますので、代表者等の立会いをお願いします。

■お問い合わせ

町民環境課 環境係 岸川 ☎(0868)54-2984
または、各振興センター